

申請をお忘れなく



# 訪問介護利用者負担額が減額される場合があります

市では、介護保険施行以前（平成11年度中）に訪問介護サービスを利用していた方や障害者の方を対象に、平成十六年度までの経過措置として、訪問介護利用者負担額の減額を行っています。

該当する方は、介護保険課へ申請してください。

減額の内容
介護保険の訪問介護（ホームヘルパー）の利用者負担額を3%、または6%（通常は10%）に減額
減額の期間
三十日
七月一日～平成十六年六月
対象となる方
(1) 老人（六十五歳以上）の場合
次のから の要件すべてに該当する方
要介護認定、または要支援認定を受けていること。
平成十一年度中に、老人福祉制度のホームヘルパーを利用した実績があること。
対象者の世帯の生計中心者が、平成十一年度から引き続き所得税非課税であるか、または対象者の世帯が、平成十一年度以降生活保護受給世帯であること。
(2) 障害者の場合
次の 条件を満たす方で、のA、またはBに該当する方
生計中心者が、所得税非課税世帯、または生活保護受給世帯に属する方

STOP  
ザ  
食中毒!!

夏場は危ない!  
食中毒・0-157(腸管出血性大腸菌感染症)にご注意を

介護保険課から  
おわびと訂正のお知らせ  
線158)へどうぞ。

詳しくは、介護保険課（内  
六月十五日号五頁下段  
右側・社会福祉法人等  
利用者負担減額について  
の中で、一行目の「市内  
の社会福祉法人（とき陶  
生苑・土岐市社会福祉協  
議会）」の部分は「社会  
福祉法人などの利用者負  
担減免措置実施事業所」、  
四行目の「利用者負担額  
を6%に減額」の部分は  
「利用者負担の1/2に  
減額」の誤りでした。お  
わびして訂正します。

A = 六十五歳到達前一年  
間に、障害者福祉制度のホームヘルパーを利用していた方で、六十五歳に到達したこと  
で介護保険の対象者（要介護・要支援）となつた方  
B = 特定疾患から生じた身体上・精神上の障害が原因で、要介護・要支援状態となつた、四十歳から六十四歳までの方

蒸し暑い夏は、食中毒菌が増殖するのに最も適した季節。食中毒菌は、いたるところに存在しますが、その菌を「付けない」「増やさない」「殺菌する」ことが、食中毒を予防するための三大原則です。

**食中毒菌を付けないために  
「洗う」**

食物を取り扱うときは、必ず手を洗いましょう。調理器具も、肉や魚、卵を扱った後は、洗剤でよく洗い、熱湯をかけて殺菌を。

**食中毒菌を増やさないために  
「冷蔵庫で保管」**

調理した食品は、できるだけ早く食べましょう。

また、食品の保管は冷蔵庫や冷凍庫で。冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫はマイナス15℃以下を維持できるよう、温度管理をしましょう。詰め過ぎは冷気の循環が悪くなるので、詰める量は7割程度に。

**食中毒菌を殺菌するために  
「加熱」**

食中毒菌のほとんどは、加熱を十分に行なうことで殺菌することができます。中心部の温度が75℃で1分間以上の加熱を目安に、食品の中心まで十分に加熱しましょう。

(資料提供=厚生労働省)

詳しくは、東濃地域保健所生活衛生課（☎ 231111・内線357）へどうぞ。